

令和5年第5回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和5年3月23日（木）
- 2 場所 宝塚市役所 3-3会議室
- 3 開会時間 午後1時30分
- 4 閉会時間 午後2時20分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、篠部 信一郎委員、木野 達夫委員、松浦 一枝委員
及び石井 克馬委員

- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	坂本 三好	職員課長	奥田 利富美
管理室長	福井 健介	学校教育課長	平野 聖幸
学校教育室長	伴 康史	学校教育課副課長	片上 健太郎
学校教育次長	美除 浩	教育企画課係長	板垣 慎一郎
		中央図書館長	永尾 理恵子
		西図書館長	上木 英一郎

- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 藤原 明徳

9 議題

- 報告第3号 専決処分した事件について承認を求めることについて（令和5年4月1日付け教育委員会所管（幼稚園関係）の人事異動について）
- 報告第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて
- 議案第5号 令和5年3月31日付け教育委員会所管職員の人事異動及び令和5年4月1日付け教育委員会所管職員の人事異動について
- 議案第6号 宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則及び宝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 議案第7号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第8号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第9号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告事項 宝塚市立図書館協議会からの意見書について（宝塚市立中央図書館山本南分室の拡張に係る意見書について）

会議の概要

開会 午後 1時30分

- 五十嵐教育長 令和5年第5回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。
傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
- 岡本課長 おられません。
- 五十嵐教育長 それでは、本日の署名委員は石井委員でございます。どうぞよろしくお願い
いたします。
本日の付議案件は、報告事項2件、議決事項5件、議決事項以外の案件
1件です。
それでは、進行について、事務局からお願いいたします。
- 岡本課長 本日の付議案件は、報告事項2件、議決事項5件、議決事項以外の案件
1件です。案件は一覧のとおりです。
なお、報告第4号は個人に関する情報が含まれるため、非公開での報告で
お願いいたします。
また、議案第5号につきましては、人事に関する案件のため、事務局と説
明員のみのお出席とし、非公開でご審議いただきますようお願いいたします。
また、審議の順番としましては、はじめに報告第3号、次に議案第6号か
ら議案第9号までの順に審議を行い、続いて報告事項、報告第4号、最後に
議案第5号の順でお願いいたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 五十嵐教育長 それでは、報告第3号 専決処分した事件について承認を求めることにつ
いて（令和5年4月1日付け教育委員会所管（幼稚園関係）の人事異動につ
いて）担当課より説明をお願いいたします。
- 奥田課長 職員課です。報告第3号 専決処分した事件について提案理由を御説
明申し上げます。
本件については、令和5年4月1日付け教育委員会所管職員（幼稚園関係
）の人事異動について、令和5年3月20日付けで内示したものでございま
す。
本来であれば、課長級又はこれと同等の職以上の職にある者の任免を行う

ことについては、宝塚市教育委員会事務決裁規則第4条第6号の規定によりまして、市教育委員会が決定すべき事項となつてはありますが、内示を行う令和5年3月20日までに教育委員会を開催することが困難であったことから、同規則第7条第1項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分をしたものでございます。

内容について、御説明をさせていただきます。

課長級につきまして、長尾幼稚園長の向井真紀を仁川幼稚園長に任用し、副課長級につきましては、長尾南幼稚園長の久木綾子を長尾幼稚園長に任用します。続きまして、臨時的任用としまして、今年度まで中学校の校長を務めております、小野光良を末成幼稚園長、安倉幼稚園長に同じく小学校の校長ですけれども、住吉章宏をそれぞれ任用します。

また、退職者として、仁川幼稚園長の上木美佳が定年退職、末成幼稚園長の藪充子については再任用の期間満了に伴いまして、退職となります。

以上、御報告いたしますとともに、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

五十嵐教育長

吉田園長を飛ばしていますね。

奥田課長

吉田園長は、引き続き再任用されます。

五十嵐教育長

説明は以上でございますが、何か御質問はございますか。石井委員。

石井委員

小・中の元校長が幼稚園の園長になるということは、普通のことですか。

奥田課長

過去にも退職の校長が園長職を務めるということはございまして、そのまま幼稚園の教諭が園長まで上がっていくということも当然あるのですが、諸事情で退職校長が務めるということも可能性としてはあることでございます。

高田部長

そもそも平成の一桁までは、幼稚園の園長は、隣接する学校の校長が兼務していて、プロパーの最高位は副園長だったんですね。平成の一桁後半か十年位からプロパーの園長が徐々に出てきて、小学校の校長が兼務することはなくなったんですけれども、それでも急に園長が増えるわけでもないので、退職された校長先生数人が園長として残っていくことはあって、それも一旦なくなったんですけれども、今回特別な事情というのは、幼稚園の先生の中で係長試験の受験者がいないんです。係長にならないことには副園長

にならないんですね。副園長から園長に昇格させるんですけれども、副園長を園長に昇格させると副園長の成り手がなくなってしまうんですね。係長級の資格を持っている者がいないので。それで副園長が不在になるというのは実態としては運用できないので、昇格させることができずに、その園長がいなくなったところに校長先生をあてたという、そうするしかなかったので、今回とった対応ということです。だから、できる限り幼稚園のプロパーの園長は、また戻していきたいとは思っています。

石井委員

宝塚市としては、プロパーでいきたいけれどもということですよ。

これは小中学校の教頭先生などの成り手不足と同じ状況ですか。

高田部長

そうですね。幼稚園という副園長は係長級ですけども、小中学校という教頭先生の成り手がないのは幼稚園でも同じで、その副園長の成り手がない。そもそも試験制度ですから、試験を受けてくれないことには、通ることができないので、受けないと言われている以上、そこはどうしても空席になってしまうということです。

石井委員

これもまた試験は夏ですか。一緒ですか。

高田部長

市費は、9月～11月ぐらい。

石井委員

学校よりちょっと遅いですね。

高田部長

はい。

石井委員

こちら成り手が不足していますか。

高田部長

不足しています。

石井委員

園が一つなくなってこの状況ということでもんね。

高田部長

はい。

石井委員

分かりました。

五十嵐教育長

4月からは幼稚園が9園になりますが、そのうち、今回2人、退職校長が園長につく。今2人いますので、9園のうち4人が退職校長の延長で賄わざるを得ないということになります。小中学校と同じように管理職に上がっていただく方がなかなかいない中でこういう状況になってしまいました。

他に御質問御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

委員

(なし)

五十嵐教育長 それでは、報告第3号 専決処分した事件について承認を求めることについて（令和5年4月1日付け教育委員会所管（幼稚園関係）の人事異動について）については、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

それでは続きまして、議案第6号 宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則及び宝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長 議案第6号 宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則及び宝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

本件は、令和4年度末をもって宝塚市立長尾南幼稚園が閉園することに伴い、関係する規則から当該幼稚園に関する規定を削除しようとするものです。お手元に配布している議案書の6ページを御覧ください。まず、宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則ですけれども、第10条に公の施設を分掌する室組織について表を定めておりまして、そちらの中に学校教育室が分掌する公の施設について、宝塚市立長尾南幼稚園の記載がございますので、今回そちらの記載を削除しようとするものです。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらは宝塚市教育委員会公印規則でございますが、別表として各学校園が持っている印鑑の一覧を記載しておるんですけれども、そちらの中から宝塚市立長尾南幼稚園が所管しております公印に関する規定をすべて削除しようとするものです。説明は以上です。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

五十嵐教育長 はい、ありがとうございます。

では、この件について何か御質問ございませんか。よろしいですか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 園がなくなるので、ここを削除することになります。ありがとうございます。

それでは、御質問がないようですので、議案第6号 宝塚市教育委員会事

務局事務分掌規則及び宝塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案通り可決といたします。

それでは続きまして、議案第7号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長

議案第7号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和4年度末をもって宝塚市立長尾南幼稚園が閉園となることから、幼稚園の文書記号番号に関する規定を削除しようとするほか、所要の文言の整理を行うものです。12ページの新旧対照表を御覧ください。先ほどの説明と同じくですが、別表として各学校園の文書記号番号というのを定めておきまして、上の方を削除されているんですけども、宝塚市立長尾南幼稚園については、文書を発送するときは「宝長南幼」と番号を文章の頭につけて発送するというような規定ですけれども、今般、長尾南幼稚園が閉園となりますので、こちらの規定を削除しようとするものです。あと、所要の整理として、11ページから新旧対照表をつけておりますけれども、こちらにつきましましては、市長部局の公文書取扱規程という同じような規程を設けておきまして、そちらの規程に合わせる形で表現の整理をしております。ざっと説明させていただきますと、まず第2条の本文のところ、「ただし、」の後ろに「公告及び」という記載を追加しております。こちらは従前、公告につきましましては正確に整理をしていなかったんですけども、公告文書については、文書番号を付さない運用になっておりますので、そちらの規定を明記しております。次に(1)第1号以下のところですけども、一般文書の中にイで諮問というのを追加しております。こちらは、例えば第三者委員会、附属機関に諮問する場合に採る番号ですけれども、一般的には諮問文書につきましましては、今まで例規文書の中の一覧の中に入っていたんですけども、条例や規則と同じような位置づけの文書ということで下の番号で整理をしておりました。こちらにつきましましては、市長部局の方で諮問文書については、一般文書として整理をするということになりましたので、それと同じ形でイとして諮問というのを入れまして、アイウを新たに整理しておるところでござ

ございます。続きまして（２）第２号例規文書として記載をしておりますけれども、こちらは表現を整理しながら、先程申し上げた諮問のところを一般文書に入れ直していますので、表現の整理も兼ねて見直しております。その他は、文言の整理になります。説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長 ありがとうございます。文言の整理をしていただいたということです。
御質問ございますでしょうか。この件もよろしいでしょうか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 ありがとうございます。それでは御質問がないようなので、議案第7号宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定については、原案通り可決といたします。

続きまして、議案第8号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長 議案第8号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、宝塚市公文書管理規則の一部を改正する規則の制定に伴い、教育委員会においても同様の取扱いにするほか、所要の文言を整理するため、本規則の一部を改正するものです。

15ページから始まる新旧対照表をご覧ください。今回の改正の主な部分は、第12条として指定管理者の文書管理という規定を追加しているところでございます。本規定につきましては、昨年中、指定管理者が保管している文書の取扱いにつきまして、情報公開等で議会等でも一部指摘がありまして、それも踏まえまして、市長部局の方の公文書管理規則で同様の規定が設けられましたので、今回その指定管理者の文書管理として、教育委員会が指定管理者に対して必要な措置を講ずるよう指導するというような主旨の規定を設けようとするものです。それ以外は、規定上の文言の整理ということでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長 ありがとうございました。こちら市に準じて文言の整理をするというこ

とでございます。

何か御質問等ございますでしょうか。この件もよろしいでしょうか。石井委員。

石井委員 指定管理者が持っているデータを全部こっちで保管するとか、そこまでではないということですか。

岡本課長 そうですね。そういうことではなくて、基本的に指定管理者がご自分たちでお作りになる文書につきましては、ご自分たちで管理していただくべきものだという扱いになっておりまして、ただし、基本的に市の方から委託に近いような形ですけれども、指定管理という形で管理をお願いしておりまして、建物自体は公の施設ということで、市の施設になりますので、そちらの中で作成される文書については、適正に管理をしてくださいということで、こちらとしては指導・監督をするという立場になると。

石井委員 そこぐらいまでということですね。

岡本課長 そうですね。

石井委員 分かりました。

五十嵐教育長 よろしいですか。

石井委員 はい。

五十嵐教育長 他に御質問御意見ありませんか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 ないようですので、それでは、議案第8号 宝塚市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定については、原案通り可決いたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第9号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、担当課より説明をお願いいたします。

平野課長 議案第9号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

本件は、市立中学校の卒業式を兵庫県公立高等学校入学者選抜に係る学力検査の日以前に行っていたものを学力検査の日の翌日から合格発表の日の前

日までの間に行うよう規則の一部を改正するものです。

説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

この件について、何か御質問ございますか。

少し付け足しますと、この件は今年度いろいろと議論してきたものですが、本市の規定では入試の前に卒業式をするということになっていたために、だんだん入試日が前倒しになってくる中で、入試日の前日に卒業式をしないといけないということが、ここ数年続いておりまして、それではやっぱり子どもたちが落ち着いて卒業式を迎えられないということで、何とか後ろにもっていきたいということを校長会と議論していく中で、令和5年度からは入試日の後にしようという内容のものでございます。

付け足しましたけれども、何か御質問御意見ございますでしょうか。石井委員。

石井委員

阪神間の他市はどう動かれたんですか。

平野課長

今まで生徒指導上の問題とかもありまして、阪神間は同じ卒業式の日、言えば入試の前の日に行っていたんですね。ところが今回、このような形で入試の後に行うというところで、市町によって若干差が出てきています。現在は神戸市が昨年度から入試の後の3月の十何日にしてしまっていて、その隣の芦屋市もそれに準ずるということを聞いています。また、川西市と猪名川町は、日にちはまだ決まっていないですけれども、恐らく入試よりも後の日にするというような流れを今考えておられます。三田市に関しましては、3月14日に決まりましたという連絡を受けています。尼崎、西宮のあたり、伊丹もまだそういう情報は入ってきていないですけれども、来年度に関しては、同じ日に卒業式を行うという形にはならない可能性があります。

石井委員

もう決めていますよね。

高田部長

ただ流れとしたら、3月14日のほうに向いてきているところはあるんですよね。

坂本部長

生徒指導の関係もあって、今まで卒業式が違っていると他校から遊びに来たりするということもあったので、ずっとこれまで阪神間は同じ日に合わせていまし

た。来年度は3月14日ということで、まず神戸が決めたので、それを基本に宝塚も3月14日として各市町にもアナウンスしました。そしたら、三田市のほうも3月14日にするというので、あと川西や猪名川のほうもそういった動きがあるということです。各阪神間に言っはいますので、恐らくそういった流れに、伊丹、西宮、尼崎はまだということだったんですけども、でも何となくそういう動きになってくるのではないかと感じています。

石井委員 高校の学区が一緒ですもんね。近日中にとということですか。

坂本部長 そうですね。近日中にとというか、3月終わりから4月頭のほうにはもう決まると思われます。

石井委員 ありがとうございます。

高田部長 広く周知していったら、そのことによって阪神間もそこに流れてくるだろうと、昨日あえて学校教育課から記者発表をしています。教育長会議でも、他市は温度が低くて「保護者から意見が出ているといったことを聞いていません」という話だったんですけども、一部の保護者からそういう意見が出ている以上、どこかの自治体が後ろへずらすという流れを作っていけば、全体的にその流れになっていくだろうということで、現に阪神間は宝塚から発信したことで、14日にする動きに移っていますので、時間の問題ではないかと思えます。

石井委員 分かりました。

五十嵐教育長 川西市は、3月に中学校の保護者と子ども向けにアンケートをとっているんですね。それで、保護者は大方が後に持ってきてほしいという意見があったんですが、子どもは保護者ほどこのことに関心がないというか、これまで決められていたことだからということもあって、保護者ほど絶対的に日を変えて欲しいという意見はなかったと聞いていますが、そのアンケートを受けて、川西市も後へ持ってくるような動きをしているようです。という中で、本市は規則そのものを変えて、これから直前になるということはないようにしようというものでございます。

この件につきまして、他に御質問御意見等ありませんでしょうか。よろし

いでしょうか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、議案第9号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案通り可決といたします。

続きまして、報告事項 宝塚市立図書館協議会からの意見書について（宝塚市立中央図書館山本南分室の拡張に係る意見書について）担当課より説明をお願いいたします。

上木館長 報告事項 宝塚市立図書館協議会からの意見書について（宝塚市立中央図書館山本南分室の拡張に係る意見書について）御説明致します。お手元の資料をご覧ください。まず概要でございますが、本年3月3日に開催されました令和4年度第3回宝塚市立図書館協議会におきまして、宝塚市立図書館協議会から「宝塚市立中央図書館山本南分室の拡張に係る意見書」が中央図書館長あてに提出されました。意見書提出に至る経緯につきましては、令和4年12月6日に開催されました令和4年度第2回図書館協議会で実施されました市内各図書館・分室の視察及び視察後の協議会において、山本南分室、こちらは宝塚市立東公民館の1階でございます。その狭隘なスペースの改善を求める意見が複数の委員から出され、協議会として同分室の拡張に係る意見書を提出することとなったものです。一枚めくっていただきまして意見書を添付しております。意見書本文でございますが、2番をご覧ください。「山本南分室の拡張について」という意見でございます。最後の文におきまして、「当協議会としましては、市民のために早急に東公民館の所管課と協議を行い、山本南分室の拡張、環境整備を図ることを意見いたします。」ということで意見をいただいております。参考としまして、分室の概要をお付けしていますので、それもあわせてご覧ください。床面積につきましては、小浜・安倉分室が約150平米、山本南分室が約38平米、中山台分室が約107平米という状況でございます。一方で、令和3年度の貸出冊数でございますが、小浜・安倉分室が43,592冊、山本南分室が173,014冊、中山台分室が96,521冊という状況でございます。山本南分室が非常に狭い面積にも関わらず、貸出冊数は飛び抜けて多い状況にあることがご覧

いただけるかと思います。一枚目の報告書に戻っていただきまして、今後の対応でございますが、意見書を受けまして、図書館としましては、公民館を所管する社会教育課及び公民館の指定管理者であるアクティオ(株)と、同分室のスペース拡張に係る協議を早急に行います。併せまして、拡張に係る関連予算を算出し、令和6年度予算要求に向けて準備を進めて参ります。説明は以上でございます。

五十嵐教育長

ありがとうございました。

この件につきまして、何か御質問等ございますか。木野委員。

木野委員

貸出冊数がすごく多いですけども、これは周辺の人口が多いからとかアクセスがすごい便利なのか、どういう理由からすごく多いんでしょうか。

永尾館長

人口も多いですが、若い子育て世代が非常に多い地域になっておりまして、貸出冊数の多い子どもさんの利用が非常に多くなっております。公民館に付属する駐車場が少ないですけどもありますので、車をご利用の方もやや遠いところから来られることもあります。あと山手台ですとか、少し遠いんですけども、そういうところからも来られる方がいらっしゃいますので、全体としてここの分室に登録されている利用者が多いということになっております。

木野委員

ありがとうございます。

上木館長

補足ですけども、アクセスのことがありましたけれども、アクセスも一番良いところにございまして、阪急の山本駅から徒歩10分以内程度と、小浜・安倉分室が教育総合センターにありますのと、中山台分室が駅から遠いコミュニティセンターにございしますので、それに比べると山本南分室は駅から10分程度に立地しているというところにもよります。

木野委員

ありがとうございます。

五十嵐教育長

他に御質問ございませんか。石井委員。

石井委員

奥の本棚が並んでいるところだけの面積ですか。外にある机とかは別ですか。

永尾館長

そうですね。外にある机とかは公民館のホールスペースになります。

石井委員

あの奥だけですか。

- 永尾館長 そうです。
- 石井委員 それでこんなに違うんですね。あそこは広さで言うと、人が二人行き交えないぐらいですよ。
- 五十嵐教育長 狭いです。
- 石井委員 これは、予算を通して再来年度ということなんですね。
- 永尾館長 そうですね。
- 石井委員 例えば、移動図書館をちょっと多めに回すとかはできないですか。
- 永尾館長 もともと移動図書館が近隣に行っていたんですけれども、分室ができたことで、移動図書館のステーションを一つ減らしております。
- 石井委員 減らしちゃったんですね。
- 永尾館長 そうですね。スペース的にも移動図書館がぎりぎり入るか入らないかというところに無理矢理入っていたところもありましたし、移動図書館での利用数も非常に多かったので、分室が必要ということであの位置に分室を作ることになりました。移動図書館の場合は、2週間に一度平日の午前中など、とても限られた時間帯にしか行けないので、常時空いている分室に比べると利用はとてもしにくいものではあります。
- 石井委員 例えば、この閉まっている日に移動図書館を回すとかできますか。
- 永尾館長 移動図書館も市内山側を中心に不便なところを回ってしまして、新しいステーションを増やすのは非常に困難ですね。
- 石井委員 小浜だとあの教育総合センターの広いところですよ。
- 永尾館長 そうですね。
- 石井委員 数字だけ見たらとんでもないですよ。
- 松浦委員 質問しても良いですか。
- 五十嵐教育長 どうぞ。
- 松浦委員 スペースを拡張するという事は、公民館のオープンスペースのところに広げるということですか。
- 永尾館長 そこはまだ、これからご相談なんですけれども、そこを少しでも広げるのか、今営業していない喫茶スペースの方とかを活用できるのかをこれから相談ということで、少しでも広げたいところです。

- 五十嵐教育長 私も質問なんですけれども、これが仮にスペースを広げられたとしたら、その時に本の冊数も増えるんですか。
- 永尾館長 そうですね。実は今、協議会委員さん8人行かれた時にも8人でいっぱいという状態だったので、本を増やすというよりは、スペースに余裕を持たせるというのが1番のところだと思うんですけども、今は小さいお子さんが来られても、窮屈な中で選んでいるようなところがありますので、少しゆとりをもって書架を配置して、可能であれば、本を読んだり選んだりするためのスペースも欲しいところだと思っています。
- 五十嵐教育長 貸出冊数が非常に多いので、スペースを広げられたら冊数も増やすのかと思いましたがけれども、まずはスペースを広げることが第一ということなんですね。
- 永尾館長 はい。
- 五十嵐教育長 分かりました。
- 他にこの件につきまして、御質問御意見ございませんか。よろしいでしょうか。
- 委員 (なし)
- 五十嵐教育長 それでは、報告については以上でございます。
- 先ほど事務局からありましたように、次の報告は非公開といたします。
- 報告第4号 専決処分した事件について承認を求める件について（宝塚市公立学校職員の処分内申）について、担当課より説明をお願いいたします。
- 【非公開での案件の審議あり】**
- 五十嵐教育長 本日子定の案件は以上ですけれども、他に何か御報告いただくようなことはありますか。
- 岡本課長 年度末に市長部局の方の規則・規程改正に伴いまして、教育委員会の方でも恐らく何本か規則・規程の改正があるかと思えます。基本的には専決処分させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思えます。
- 以上でございます。

五十嵐教育長

ちょっとこの慌ただしい時期に変わることがあるかもしれませんが、それはもう専決ということで、よろしく願いいたします。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時20分
